「京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について」(第5管理期間、令和元年5月30日公表)の第3「くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項」のうち採捕の種類別及び期間別の割当量について、下記のとおり残量を確定しました。

令和元年12月6日京都府農林水産部水産課

記

1 定置漁業の期間別の割当量、採捕数量及び残量

(1) 小型魚 (トン)

	割当量(当初)	採捕数量	残量	割当量(繰入後)
平成31年4月~令和元年11月	1.2	0.0	1.2	
令和元年12月~令和2年3月	13. 7			14. 9
計	14.9	0.0		

(2) 大型魚 (トン)

	割当量(当初)	採捕数量	残量	割当量(繰入後)
平成31年4月~令和元年11月	15. 3	8. 5843	6.7157	
令和元年12月~令和2年3月	4. 3			11.0157
≅ +	19. 6	8. 5843		

2 漁船漁業の期間別の割当量、採捕数量及び残量

(1) 小型魚 (トン)

	割当量(当初)	採捕数量	残量	割当量(繰入後)
平成31年4月~令和元年11月	0.6	0.0	0.6	
令和元年12月~令和2年3月	0.2			0.8
計	0.8	0.0		

(2)大型魚

変更なし